

よくある質問

水張りの確認方法はどうすればよいのか？

湛水管理の確認方法は、書類及び現地確認によって行います。

①様式 1 水張り(たん水管理)確認申請書

※「様式 1」を水張り開始の 2 週間前までに大津市農業再生協議会事務局(大津市役所別館 3 階)に提出してください。

(2)水張り期間内における協議会の現地確認

※耕作者からの申請に基づき現地確認を実施します。なお、耕作者の立合いは不要です。

※水張り終了後、「様式 3」を協議会事務局まで提出してください。写真については、必ず湛水管理開始日と終了日の 2 回撮影をしていただく必要があります。

※水張りを実施する圃場において、令和 4 年度～令和 8 年度の基幹作の収量について確認が必要となるため、「様式 4」を協議会事務局に提出してください。

主な問い合わせ内容

Q:令和 8 年度までに水張りした水田は、今後交付対象として残り続けるのですか？

A:水張りを行った次の年から数えて 5 年の間に、再度水張りを行わなかった場合、交付対象水田から外れます。例:令和 6 年に水張りをした場合、連作障害がないことを条件に令和 11 年度まで交付対象となります。ただし、令和 11 年度までに再度水張りを行わない場合、令和 12 年度からは交付対象水田から除外されます。

Q:農地の耕作者が変わっても、交付対象外となった農地はそのまま対象外となりますか？

A:交付金の対象の判断は、所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定されます。このため、一度交付対象水田から外れた場合、原則交付対象水田に戻ることはありません。

Q:交付対象外となった農地は、登記上の地目や課税上の地目が変わるのですか？

A:水田活用の直接支払交付金の制度上の取扱いのみを変更するものであり、登記や課税等の変更を伴うものではありません。

Q:育苗ハウスが設置されている圃場も対象になりますか？

A:育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は 5 年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されることとなります。

Q:育苗ハウスのある交付対象水田を、作物が作付けされた他の交付対象水田と合筆した上で、作物作付部分のみに水張りを行った場合、合筆後の交付対象水田で水張りを行ったものとみなすことは可能ですか？

A:交付対象水田の水田機能は一筆ごとに確認することとなります。そのため、圃場全体でなく部分的に湛水した場合は水張りとは認められません。